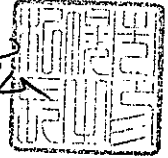


札幌市危険物規制規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和3年12月17日

札幌市長

秋元克広



札幌市規則第42号

札幌市危険物規制規則の一部を改正する規則

札幌市危険物規制規則（平成6年規則第18号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第2条第1項を削り、同条第2項中「署長は、前項の」を「所轄消防署長（以下「署長」という。）は、府令第1条の6に規定する危険物の仮貯蔵又は仮取扱いの承認の」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項を同条第2項とする。
- (2) 第14条第2項を削る。
- (3) 様式1を次のように改める。

様式1 削除

- (4) 様式19を次のように改める。

様式19 削除

附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。